証券コード 3646
平成27年６月９日

株 主 各 位

東京都港区西麻布四丁目16番13号
株 式 会 社 駅 探
代表取締役社長 中 村 太 郎

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後６時必着として、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区新橋一丁目２番６号
第一ホテル東京　４階　「プリマヴェーラⅡ」

３．目的事項

報告事項　第13期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://ekitan.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当事業年度における業績は、売上高は2,786,109千円（前年同期比2.7％増）、営業利益は444,346千円（前年同期比7.0％減）、経常利益は443,193千円（前年同期比7.3％減）、当期純利益は273,001千円（前年同期比1.9％減）となりました。

当社の主要な事業環境であるモバイルコンテンツ関連市場は、ゲーム、音楽などのデジタルコンテンツ系や、物販、サービスを中心としたモバイルコマース系の双方で高い伸びを示しております。また、従来型の携帯電話であるフィーチャーフォンの市場シェアは大きく減少する一方、スマートフォンの市場シェアはソーシャルゲーム系を牽引役として急速に拡大しております。

当社の主力事業である乗換案内サービスは、日常生活での人々の移動をサポートする、利用頻度の高いサービスとして世の中に広く定着しており、生活情報系サービスとの組み合わせなど様々な事業展開に応用できると考えております。一方で、個人及び法人ユーザーのニーズの多様化や、スマートフォンの普及に伴う無料サービスの一般化等、環境変化は著しく、これら変化に対応すべく事業領域の拡大や新たなビジネスモデルの確立が課題となっております。このような状況において、当社は既存事業における収益の安定化を図りつつ、新たな事業領域の開拓や更なる成長のための研究開発、マーケティングを行うなど事業拡大に注力してまいりました。

当事業年度につきましては、平成26年12月、新たにトラベル事業を開始いたしました。当社が行うトラベル事業は、当社の目指す「移動サポートナンバー１の企業へ」の一環として、お客様の移動をトータルでサポートすることを目的としております。従来の旅行サービスの販売手法とは一線を画し、乗換案内との連携により、最適な列車チケットと宿泊予約を組み合わせたトラベルプランをユーザーに提示し販売することにより、列車、宿泊施設の予約までがスムーズに完了する高いユーザビリティを誇るサービスを提供しております。本サービスに関しては、旅行パッケージプラン提供システム及び旅行パッケージプラン提供方法について特許を出願しております。

このように今後も当社のサービスの特性や長年培ってきたノウハウなどを活かし、新たな事業基盤を拡大する方針です。

当事業年度の売上高につきましては、前年同期と比べ増加いたしました。駅探モバイル事業のうち、有料会員サービスにおいては「駅探★乗換案内」の高単価メニュー等を中心に積極的な販促活動を展開し、有料会員拡大に向けた施策を実施いたしました。

また前事業年度より、収益モデルの多角化を図るため、株式会社NTTドコモが提供する「スゴ得コンテンツ」「dメニュー」「iMenu」向けに、乗換案内サービスの提供を開始したことも収益に貢献いたしました。広告においては、スマートフォン、ＰＣサイトともに堅調に推移しました。

ASPライセンス事業においては、スマートフォン対応をはじめとする、事業者のニーズを捉えた積極的な営業展開や、取引の深耕が功を奏し、携帯キャリア、鉄道事業者等からの案件獲得が順調に推移しました。一方で、前期は消費税増税に伴うスポット案件等があったため、今期はその分の売上高が減少いたしました。

利益につきましては、営業利益以下、各区分利益は前年同期と比べて減少いたしました。利益率の高い売上の増加による効果ならびに前年度に実施した本社移転に伴う移転関連費用の減少及び地代家賃が抑制された一方で、有料会員獲得に向けた販促活動を積極的に展開したことによる広告販促費の増加、サービス拡充のための一時的な費用の増加、有料会員サービス（月額課金）の売上高増加に伴う回収代行手数料の増加等が影響しました。

前述の取り組みの結果、各セグメントの売上高及びセグメント利益は次のとおりとなりました。

駅探モバイル事業の売上高は2,071,027千円（前年同期比7.4％増）、セグメント利益は442,618千円（前年同期比14.7％減）となりました。

ASPライセンス事業の売上高は715,081千円（前年同期比3.5％減）、セグメント利益は279,593千円（前年同期比27.1％増）となりました。

⑵　設備投資等の状況

当事業年度におきましては、既存サービスにおけるサーバー増強等による工具、器具及び備品の購入により75,679千円の設備投資を行いました。

また、サービス利用目的ソフトウエアの開発により57,612千円の設備投資を行いました。

⑶　資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑻ 対処すべき課題

当社は事業収益の拡大と強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化

当社の収益基盤は、個人向け、法人向けに展開する乗換案内サービスであります。鉄道網における検索の充実、バス路線の拡充など公共交通機関の網羅度の向上に加え、インバウンド向けに多言語対応を図るなど様々な顧客ニーズを捉えながら同サービスを深耕してまいります。一方、個人向けコンテンツ市場においては、無料サービスの普及に伴う有料会員の確保が喫緊の課題となっておりますが、当社では積極的かつ効率的な販促活動を実施することにより有料会員の獲得に努めてまいります。また法人向け事業においては、携帯キャリアが運営するサービスに対し当社の乗換案内サービスを提供することや、鉄道事業者等のニーズを的確に汲み取り最適な提案をするなど、既存取引先との関係を更に強化していく方針です。このように乗換案内サービスにおいて全方位に向けた積極的な展開を実施することで、収益基盤を更に強化してまいります。

② 収益基盤の多様化

当社は、乗換案内サービスの強化に加え、乗換案内サービスとの親和性の高い新たなサービスを創造することで収益基盤の多様化に努めております。個人向けサービスとしては、乗換案内サービスを使って移動した先でさまざまな特典を利用できる会員制の優待割引サービスや、乗換案内との連携により、最適な列車チケットと宿泊予約を組み合わせたトラベルプランをユーザーに提示し販売することにより、列車、宿泊施設の予約までがスムーズに完了する、高いユーザビリティを誇るトラベル事業を展開しております。このように、今後も新たな個人向け商品を開発してまいります。また法人向け事業においては、研究開発部門による成果と当社の強みを組み合わせた商品ラインナップを強化するとともに、新たな販売チャネルへの積極的な営業を展開してまいります。あわせて、当社とのシナジー効果が高い有力なパートナーとの提携によるサービスの多様化や、新たなサービス分野の開拓を行ってまいります。これらにより、収益基盤の多様化を図り、企業価値向上に努めてまいります。

③ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすとともに、企業価値の最大化を図るためには、各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明性が高く、公正かつ迅速で、果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレート・ガバナンス体制の構築と改善、強化が重要であると認識しております。業容拡大に伴う業務の増大に対応して、常に見直しを図り、内部統制の仕組みを改善し、全社への教育や啓蒙を行い、必要に応じて管理部門の人員を強化することで、より強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

④ 人材の育成

当社は、中長期の視点で企業価値の最大化を図るためには、会社を支える優秀な人材の育成こそが最も重要であると考えております。社員の役割に見合ったスキルの獲得のための教育研修の実施、また適正な評価がなされる企業風土の構築が必要であると認識しており、そのために階層別、職能別の研修を実施し、個々の総合的な能力を高め、結果として組織力を向上させることに努めてまいります。あわせて、各種制度の改善など社員がその能力を十分に発揮でき、モチベーションを高められる環境整備に取り組んでまいります。

⑼　財産及び損益の状況の推移

区　　分	第10期 (平成24年３月期)	第11期 (平成25年３月期)	第12期 (平成26年３月期)	第13期(当期) (平成27年３月期)
売上高（千円）	2,716,845	2,655,964	2,711,744	2,786,109
営業利益（千円）	610,231	533,231	478,010	444,346
経常利益（千円）	610,887	530,273	477,952	443,193
当期純利益（千円）	347,125	314,541	278,192	273,001
１株当たり当期純利益（円）	53.50	50.10	45.60	52.62
総資産（千円）	2,396,327	2,338,696	2,457,844	2,525,186
純資産（千円）	1,916,949	1,978,025	1,590,447	1,759,679
１株当たり純資産額（円）	295.44	319.63	306.53	339.15

（注）１．売上高には消費税等は含まれておりません。
２．平成23年９月１日付で株式１株につき４株の分割を行っております。
３．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額につきましては、上記（注）２．の株式分割が平成23年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

⑽　重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
株式会社Mocosuku	85,000千円	28.8%	医療・ヘルスケア関連情報サービスの提供

（注）１．㈱ＣＥリブケアは、平成27年２月２日付にて㈱Mocosukuへ社名変更しております。

⑾ 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）
インターネットを利用した、情報提供サービス業並びに情報処理サービス業

⑿ 主要な営業所（平成27年３月31日現在）
本店　東京都港区西麻布四丁目16番13号

⒀ 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77名	4名増	38.1歳	5.7年

（注）上記従業員数には臨時従業員（期間契約社員、派遣社員）27名は含んでおりません。

⒁ 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三井住友銀行	240,000
株式会社みずほ銀行	80,000

⒂ その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　25,635,200株

⑵　発行済株式の総数　　5,188,484株　（自己株式1,700,316株を除く）

⑶　株主数　　4,251名

⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社ＣＥホールディングス	1,700,000	32.76
インクリメント・ピー株式会社	588,000	11.33
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	543,000	10.47
古春　司	71,900	1.39
松井榮藏	50,000	0.96
太田和幸	48,900	0.94
辻　俊文	33,000	0.64
株式会社ＳＢＩ証券	31,800	0.61
松井敏雄	31,600	0.61
株式会社豊栄エンタープライズ	28,000	0.54

（注）１．当社は、自己株式を1,700,316株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑸　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

決議年月日	平成22年６月25日
保有者の区分及び人数	当社取締役（社外役員を除く）４名
新株予約権の数	850個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	340,000株（注）１.
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	550円 （注）１.
新株予約権の行使期間	平成24年６月26日から 平成32年６月24日まで
新株予約権の行使の条件	（注）２.

（注）１．平成22年11月５日付株式分割（１株につき100株の割合）及び平成23年９月１日付株式分割（１株につき４株の割合）による分割後の株式数及び行使価額に換算して記載しております。

２．①　新株予約権者は、行使時においても当社の取締役、監査役、または従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役を任期満了により退任、定年退職、その他正当な理由による退任、退職であるとして当社の取締役会がその権利行使を認めた場合はこの限りではありません。

②　新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。

③　その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

⑵　当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項（平成27年３月31日現在）

⑴　取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村　太郎	内部監査室管掌 兼 ヘルスケア事業開発室長 株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　代表取締役社長
常務取締役	大城　敦之	ASP・ライセンスビジネス部長 兼 コンテンツビジネス部長 兼 事業管理室長
取締役	秦野　元秀	コーポレート部長 兼 財務経理部長
取締役	田中　克己	エンジン・データ開発部、システム運用部管掌
取締役	佐藤　勇一	株式会社フジ・メディア・ホールディングス　経営企画局　開発企画部　部長代理
取締役	赤塚　彰	株式会社ＣＥホールディングス　取締役会長 株式会社シーエスアイ　取締役会長
取締役	杉本　恵昭	株式会社ＣＥホールディングス　代表取締役社長 株式会社シーエスアイ　代表取締役社長 株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　取締役
常勤監査役	小林　康修	
監査役	髙尾　広明	
監査役	岡田　務	

（注）１．取締役佐藤勇一氏、赤塚彰氏及び杉本恵昭氏は社外取締役であります。
２．監査役小林康修氏、髙尾広明氏及び岡田務氏は社外監査役であります。
３．監査役髙尾広明氏は株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員として届け出ております。
４．監査役小林康修氏は、IT業界での監査役経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役髙尾広明氏は、長年にわたる財務会計の業務から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役岡田務氏は、長年の経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人数	報酬等の総額
取締役	4人	89,240千円
監査役	5人	10,650千円（うち社外監査役５人 10,650千円）
合　　計	9人	99,890千円

（注）１．報酬等の総額には役員賞与引当金の繰入額21,080千円を含めております。
２．取締役の支給人数は、無報酬の取締役４人を除いております。
３．監査役の支給人数及び報酬等の総額は平成26年６月24日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	佐藤勇一	当期開催の取締役会21回のうち20回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	赤塚　彰	当期開催の取締役会21回のうち21回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	杉本恵昭	当期開催の取締役会21回のうち20回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	小林康修	当期開催の取締役会21回のうち19回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、必要な発言を適宜行っております。
監査役	髙尾広明	当期開催の取締役会21回のうち21回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、必要な発言を適宜行っております。
監査役	岡田　務	監査役就任後、当期開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また当期開催の監査役会9回のうち9回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

（注）１．当社は、社外取締役及び社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

2．重要な兼職先と当社との関係

① 取締役　佐藤勇一

当社と株式会社フジ・メディア・ホールディングスとの間には特別な取引関係はありません。

② 取締役　赤塚彰

株式会社ＣＥホールディングスは当社の大株主であり、同社と当社との間で資本業務提携契約を締結しております。

当社と株式会社シーエスアイとの間には営業取引関係があります。

③ 取締役　杉本惠昭

株式会社ＣＥホールディングスは当社の大株主であり、同社と当社との間で資本業務提携契約を締結しております。

当社と株式会社シーエスアイとの間には営業取引関係があります。

株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕは当社の関係会社であり、同社と当社との間には経常的な営業取引関係があります。

５．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　12,500千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

⑶ 非監査業務の内容

当社は新日本有限責任監査法人に対して会計事項に関する支援業務等に対して2,500千円支払っております。

⑷　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

⑴　職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。

ロ．取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ハ．コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ．代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、コーポレート部を窓口として定め、適切に対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し定期的に見直すものとする。

ロ．リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレート部が行うものとする。

ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ニ．内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は月に１回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

ロ．取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

ハ．各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　業務の適正を確保するための体制

イ．取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。

ロ．監査役及び内部監査室は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

ロ．取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

ロ．監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等より専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

ロ．コーポレート部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

ハ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

⑵　株式会社の支配に関する基本方針

特筆すべき事項はありません。

⑶　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態ならびにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

上記基本方針に基づき、当事業年度においても昨年に引き続き、株主への積極的な利益還元策として定時株主総会での承認を前提に、配当を実施することといたします。当事業年度の期末配当につきましては、基本方針のもと、１株当たり10円00銭としております。なお、中間配当として１株当たり10円00銭の配当を実施いたしました。

当社の剰余金の配当は、期末配当、中間配当の年２回を基本的な方針としております。期末配当の決定機関は株主総会でありますが、中間配当に関しては「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,999,755**	**流動負債**	**515,189**
現金及び預金	1,433,273	買掛金	76,406
売掛金	502,266	１年内返済予定の長期借入金	80,000
原材料及び貯蔵品	82	未払金	146,697
仕掛品	802	未払費用	16,716
前払費用	25,646	未払法人税等	77,322
繰延税金資産	39,064	未払消費税等	44,132
その他	104	前受金	10,707
貸倒引当金	△1,483	預り金	13,685
固定資産	**525,431**	前受収益	2,401
有形固定資産	**110,107**	賞与引当金	26,038
建物	26,285	役員賞与引当金	21,080
工具、器具及び備品	83,822	**固定負債**	**250,316**
無形固定資産	**287,084**	長期借入金	240,000
特許権	93	資産除去債務	10,316
商標権	52	**負債合計**	**765,506**
ソフトウエア	263,493	純資産の部	
ソフトウエア仮勘定	23,445	**株主資本**	**1,759,679**
投資その他の資産	**128,238**	**資本金**	**291,956**
関係会社株式	49,000	**資本剰余金**	**291,956**
差入保証金	76,758	資本準備金	291,956
長期前払費用	1,032	**利益剰余金**	**2,050,160**
繰延税金資産	1,447	その他利益剰余金	2,050,160
		繰越利益剰余金	2,050,160
		自己株式	**△874,392**
		純資産合計	**1,759,679**
資産合計	**2,525,186**	**負債及び純資産合計**	**2,525,186**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,786,109**
売上原価		**1,063,055**
売上総利益		**1,723,053**
販売費及び一般管理費		**1,278,707**
営業利益		**444,346**
営業外収益		
受取利息	299	
保険配当金	624	923
営業外費用		
支払利息	2,060	
為替差損	16	2,076
経常利益		**443,193**
特別損失		
固定資産除却損	247	247
税引前当期純利益		**442,945**
法人税、住民税及び事業税	152,918	
法人税等調整額	17,026	169,944
当期純利益		**273,001**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成26年４月１日残高	291,956	291,956	291,956	1,880,928	1,880,928	△874,392	1,590,447	1,590,447
当期変動額								
剰余金の配当				△103,769	△103,769		△103,769	△103,769
当期純利益				273,001	273,001		273,001	273,001
当期変動額合計	－	－	－	169,231	169,231	－	169,231	169,231
平成27年３月31日残高	291,956	291,956	291,956	2,050,160	2,050,160	△874,392	1,759,679	1,759,679

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、原材料及び貯蔵品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法によっております。なお、建物の耐用年数は６～15年、工具、器具及び備品の耐用年数は４～８年であります。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

②　無形固定資産

定額法によっております。なお、市場販売目的のソフトウエアについては、見込有効期間（２年以内）に基づく償却方法を採用し、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④　返品調整引当金

店頭売りのパッケージ販売に関し、ライセンシーへの返品が発生した場合に、返品数に対応するロイヤリティーをライセンシーに返金することが販売許諾契約に定められているため、過去の返品実績に基づく返金見込額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエア開発プロジェクトに係る収益及び費用の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては完成基準を採用しております。

⑸ 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　154,157千円

3．損益計算書に関する注記

固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

工具、器具及び備品　0千円

ソフトウエア　247千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,888,800	－	－	6,888,800
合計	6,888,800	－	－	6,888,800
自己株式				
普通株式	1,700,316	－	－	1,700,316
合計	1,700,316	－	－	1,700,316

⑵ 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	51,884	10.00	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	51,884	10.00	平成26年9月30日	平成26年12月8日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	51,884	利益剰余金	10.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日

⑶ 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式　400,000株

5．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

①　流動資産	
賞与引当金	8,618千円
未払事業税	4,738千円
前受収益	794千円
経費否認額	25,177千円
計	39,329千円
②　固定資産	
減価償却超過額	440千円
資産除去債務	3,336千円
ソフトウエア除却損	3,707千円
計	7,484千円
繰延税金資産小計	46,813千円
評価性引当額	△3,972千円
繰延税金資産合計	42,841千円

（繰延税金負債）

固定負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,329千円
繰延税金負債合計	2,329千円
繰延税金資産（負債）の純額	40,511千円

⑵　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3％となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3,137千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が3,137千円増加しております。

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金で賄っております。また資金調達については、必要に応じて資金を銀行借入等により調達することとしております。一時的な余資につきましては主に定期預金等で運用しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建ての営業債権を保有しておりますが、取引規模が小さく残高も少額なため為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。長期借入金は、自己株式の取得に係る資金調達であり、金利の変動リスクを回避するため固定金利により調達しております。営業債務である買掛金、未払金はすべてが１年以内の支払期日であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ａ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権について財務経理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ｂ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権を保有しておりますが、取引規模が小さく残高も少額なため、ヘッジ取引等は行っておらず月次の残高を管理するにとどまっております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①現金及び預金	1,433,273	1,433,273	－
②売掛金	502,266		
貸倒引当金	△1,483		
	500,782	500,782	－
資産計	1,934,055	1,934,055	－
①買掛金	76,406	76,406	－
②未払金	146,697	146,697	－
③未払法人税等	77,322	77,322	－
④長期借入金（１年内返済予定を含む）	320,000	320,049	49
負債計	620,427	620,477	49

注１　金融商品の時価の算定方法

資産

①　現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

①　買掛金、②未払金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④　長期借入金（１年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

注２　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式（貸借対照表計上額49,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記
該当事項はありません。

8．持分法損益等に関する注記

⑴ 関連会社に対する投資等の金額	49,000千円
⑵ 持分法を適用した場合の投資の金額	25,763千円
⑶ 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,964千円

9．関連当事者との取引に関する注記
該当事項はありません。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額	339円15銭
⑵ １株当たり当期純利益金額	52円62銭

11．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社　駅探
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　水　善　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　木　康　弘　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社駅探の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月19日

株式会社駅探　監査役会

常勤社外監査役　小林康修　㊞

社外監査役　髙尾広明　㊞

社外監査役　岡田務　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態ならびにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金10円00銭
　　配当金総額：51,884,840円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月25日（木）

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴　当社の今後の事業拡大に備え、期中でも臨機応変に新規事業を開始可能にするため、定款第２条（目的）を変更するものであります。

⑵　当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第29条（社外取締役の責任免除）及び第39条（社外監査役の責任免除）を規定しております。今般、会社法第427条の改正により責任限定契約を締結することができる役員の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第29条及び第39条の規定を変更するものであります。
なお、定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．各種情報提供、情報収集、情報処理、情報通信に関するサービス業	１．各種情報・コンテンツ提供及び販売、並びに情報処理サービス業
２．コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェア等に関する企画、開発、設計、製造、販売、貸借、保守、管理及び輸出入業	２．通信・情報機器及びその周辺機器等に関する企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守、管理及び輸出入
（新設）	３．ソフトウェア・プログラム等に関する企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、保守及び管理
３．各種マーケティング及びコンサルティング業務	４．各種マーケティング及びコンサルティング業務
４．広告の企画、制作及び広告代理業	５．広告の企画、制作及び広告代理業

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
5．印刷物及び出版物の企画・制作及び販売業務	6．印刷物及び出版物の企画・制作及び販売
6．電気通信事業法に定める電気通信事業	7．電気通信事業法に定める電気通信事業
7．電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務	8．電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する業務
8．オフィス･オートメーション機器､付属機器、付属材料、事務用機器、事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業	（削除）
9．通信販売業	9．通信販売業
10．物品の輸送並びに保管に関する業務、並びに宅配便の委託取次業務	10．物品の輸送並びに保管に関する業務、並びに宅配便の委託取次業務
11．各種チケットの受託販売	11．各種チケットの販売
12．旅行業法に基づく旅行業	12．旅行業法に基づく旅行業
13．各種施設及びサービスの予約代行業務	13．各種施設及びサービスの予約代行業務
14．生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業	14．生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
15．古物の売買及び取次業務	15．古物の売買及び取次業務

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	16．クレジットカード業
（新設）	17．貸金業及び金融商品取引業
（新設）	18．労働者派遣事業
（新設）	19．著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
（新設）	20．その他商業全般
（新設）	21．前各号に関する調査、企画、研究、開発、研修及びコンサルティング業務
16．前各号に附帯、関連する一切の事業	22．その他前各号に附帯、関連する一切の事業
第３条～第28条　　（条文省略）	第３条～第28条　　（現行どおり）
（社外取締役の責任免除） 第29条　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間で、当該取締役の同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第30条～第38条　　（条文省略）	第30条～第38条　　（現行どおり）
（社外監査役の責任免除） 第39条　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、当該監査役の同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第40条～第45条　　（条文省略）	第40条～第45条　　（現行どおり）

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	中村太郎（なかむらたろう） (昭和35年12月30日生)	昭和60年４月　㈱東芝入社 平成12年７月　同社　ｉバリュークリエーション社戦略統括部　参事 平成15年４月　同社　ネットワークサービス＆コンテンツ事業統括ｉバリュークリエーション事業部業務企画部　グループ長 平成18年４月　同社　同事業部　企画・業務担当グループ長 平成18年10月　当社出向　代表取締役社長 平成19年11月　㈱東芝より転籍 当社　代表取締役社長　内部監査室管掌（現任） 平成25年４月　当社　ヘルスケア事業開発室長 ㈱ＣＥリブケア（現 ㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ）　代表取締役社長（現任） 平成27年４月　当社　新規事業開発室長（現任）	22,000株
2	大城敦之（おおきあつし） (昭和42年11月２日生)	平成２年４月　パイオニアLDC㈱入社 平成８年11月　同社　東京営業所　音楽販売グループリーダー 平成12年８月　ジェイフォン東京㈱（現 ソフトバンクモバイル㈱）入社 平成17年４月　ダイキサウンド㈱入社　企画部課長 平成18年９月　同社　メディア営業部長 平成20年５月　当社入社　ASP・ライセンスビジネス部配属 平成20年６月　当社　ASP・ライセンスビジネス部営業グループ長 平成20年10月　当社　ASP・ライセンスビジネス部長 平成22年６月　当社　取締役　兼　ASP・ライセンスビジネス部長 平成24年４月　当社　コンテンツビジネス部長（現任） 平成26年４月　当社　事業管理室長 平成26年６月　当社　常務取締役（現任）	6,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	秦野元秀（はたのもとひで） (昭和42年９月13日生)	平成３年４月　泉証券㈱（現 SMBCフレンド証券㈱）入社 平成13年４月　㈱イーコンテクスト（現 ㈱デジタルガレージ）入社　経営企画部　担当部長 平成16年２月　同社　経営企画本部　部長　兼　株式上場準備担当 平成17年６月　同社　経営企画本部　部長　兼　IR担当 平成18年９月　同社　取締役　兼　経営企画本部長（IR担当） 平成20年12月　当社入社　コーポレート部　総務人事課長 平成21年４月　当社　コーポレート部長　兼　総務人事課長 平成21年10月　当社　取締役　兼　コーポレート部長（現任） 平成24年11月　当社　財務経理部長（現任）	6,000株
4	佐藤勇一（さとうゆういち） (昭和43年７月13日生)	平成５年４月　㈱日本興業銀行（現 ㈱みずほコーポレート銀行）入行 平成18年10月　㈱みずほ証券入社　エクイティ調査部配属 平成20年12月　㈱フジテレビジョン、㈱フジ・メディア・ホールディングス（兼務）入社 平成22年４月　㈱フジ・ダイレクト・マーケティング（兼務）入社　経営企画部長 平成22年６月　当社　取締役（現任） 平成23年７月　㈱フジ・メディア・ホールディングス　経営企画局　開発企画部　部長代理 平成27年３月　㈱ジープラス・メディア　取締役（現任） Real Estate Japan㈱　取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	赤塚 彰（あかつか あきら） (昭和23年10月28日生)	昭和44年４月　日本電気㈱入社 平成７年７月　同社　インテリジェントシステムサービス本部デスクトップサービス部長 平成10年12月　同社　医療システム事業部販売促進部長 平成12年４月　同社　医療ソリューション事業部事業推進部長 平成16年４月　同社　医療ソリューション事業部医療システムシニアエキスパート　兼　e-Japan戦略推進部 平成18年８月　同社　医療ソリューション事業部医療システムシニアエキスパート　兼　新IT戦略推進本部 平成18年12月　㈱シーエスアイ（現 ㈱ＣＥホールディングス）代表取締役社長 平成22年12月　同社　代表取締役会長 平成24年６月　当社　取締役（現任） 平成24年12月　㈱シーエスアイ（現 ㈱ＣＥホールディングス）取締役会長（現任） 平成25年４月　㈱シーエスアイ　取締役会長（現任） 平成26年12月　㈱エル・アレンジ北海道　取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	杉本 恵昭（すぎもと やすあき） (昭和25年６月17日生)	平成２年３月　㈱オネスト　代表取締役　兼　札幌支店長 平成３年４月　同社　取締役　兼　札幌支店長 平成８年３月　㈱シーエスアイ（現 ㈱ＣＥホールディングス）代表取締役社長 平成15年７月　同社　代表取締役会長CEO（最高経営責任者） 平成16年７月　同社　代表取締役会長 平成16年12月　同社　取締役会長 平成22年12月　同社　代表取締役社長（現任） 平成24年６月　当社　取締役（現任） 平成25年４月　㈱シーエスアイ　代表取締役社長（現任） ㈱ＣＥリブケア（現 ㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ）　取締役（現任）	－

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．佐藤勇一氏、赤塚彰氏及び杉本恵昭氏は社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者の選任理由について
佐藤勇一氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、これまで培ってきた幅広いビジネスに関する知見及び見識を当社の経営強化に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
赤塚彰氏及び杉本恵昭氏につきましては、㈱ＣＥホールディングスとの業務提携を深めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．佐藤勇一氏、赤塚彰氏及び杉本恵昭氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって佐藤勇一氏が５年、赤塚彰氏及び杉本恵昭氏が３年となります。
５．取締役との責任限定契約について
当社は、現行定款第29条に基づき、各社外取締役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。佐藤勇一氏、赤塚彰氏及び杉本恵昭氏の再任が承認された場合、第２号議案　定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、変更後定款第29条に基づき、本契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
石塚達郎（いしづかみちお） （昭和26年１月13日生）	昭和50年11月　昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成16年６月　新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）監査第５部門長　兼　理事 平成20年８月　新日本有限責任監査法人　社員評議員　兼　監査委員会委員長 平成23年９月　公認会計士石塚達郎事務所　代表（現任） 平成24年８月　中外製薬㈱　社外監査役（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．石塚達郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠社外監査役候補者の選任理由について

石塚達郎氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．監査役との責任限定契約について

当社は、現行定款第39条に基づき、各社外監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。石塚達郎氏が監査役に就任した場合、第２号議案　定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件として、変更後定款第39条に基づき、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

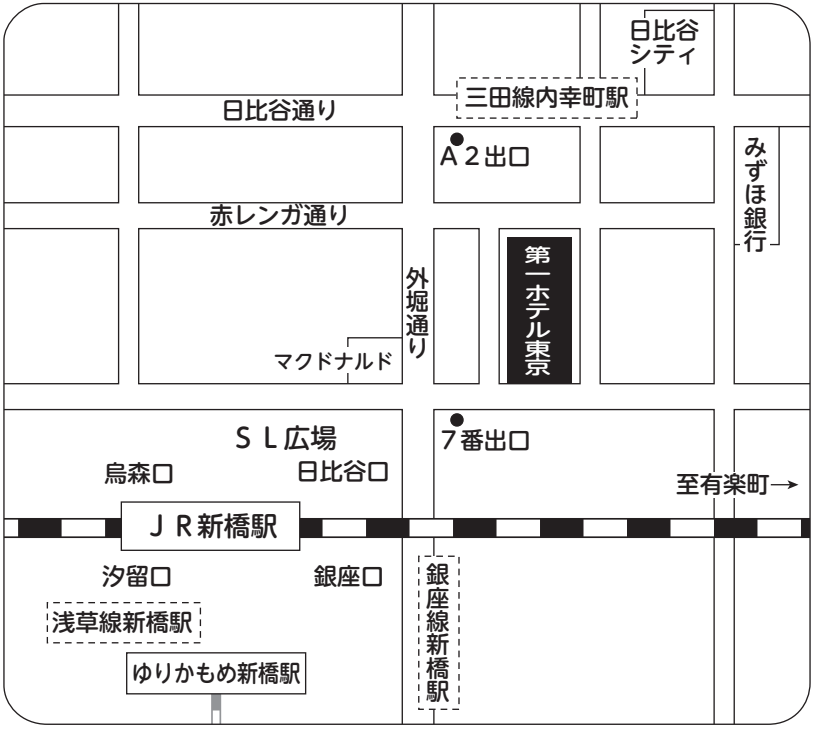
以　上

メモ欄

メモ欄

株主総会　会場ご案内図

会　　場　東京都港区新橋一丁目２番６号
第一ホテル東京　４階「プリマヴェーラⅡ」



〈交通〉

・ＪＲ線・東京メトロ銀座線	新橋駅より　徒歩２分
・都営地下鉄浅草線	新橋駅より　徒歩５分
・都営地下鉄三田線	内幸町駅より 徒歩３分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。